

グループホームの設置基準の緩和について（入所施設敷地内設置）

1. 敷地内グループホームの設置基準について

- 指定基準条例において、入所施設及び病院の敷地内にグループホーム（以下、「GH」という。）を設置することを禁止。

＜新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例＞

第198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(以下「入所施設」という。)又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- ただし、次の条件を全て満たす場合には敷地外とみなしている。
 - ①GH と入所施設が塀や柵等で区切られていること、
 - ②敷地外からの入口が GH と入所施設とで別であること、
 - ③利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保されること、

2. 現状

当市では、障がい者の入所施設から地域生活への移行を目指していますが、地域移行者数は例年 10～20 人程度に留まり、入所待機者は 150 人を超える状態です。地域移行が進まない要因は複数ありますが、地域に移行する際の受け皿である GH の設置が進まないということが大きいです。当市としても、GH の設置促進のため、市単独で運営費の補助等を行っていますが、思うように進捗していません。その理由の一つに、土地・建物の確保の困難性があります。

一方、入所施設は、入所施設と一体の比較的広い敷地を有していることが多く、その敷地を GH に活用できれば、入所待機者削減及び障がい者の住まいの確保を促進することができます。

このことから、以下について審議をお願いいたします。

(※精神科病院の敷地内 GH については、平成 27 年度条例改正における地域移行支援型ホームについて、当事者団体から慎重な判断を求める意見が寄せられているため、今回の審議事項には含みません。)

3. 入所施設敷地内 GH の是非について
入所施設敷地内の GH を認めるべきか否か。

4. 入所施設敷地内 GH の設置条件について
入所施設敷地内の GH を認める場合、どのような条件を付すべきか。

●考えられる条件

<独立性の確保>

- (1) GH が入所施設とは独立した建物であること。
- (2) GH と入所施設が塀や柵等で区切られていること。
- (3) 敷地外からの入口が GH と入所施設とで別であること。

<地域との交流機会の確保>

- (4) GH 利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保されること。
- (5) GH 利用者に対し、日中活動場所を同一敷地内の事業所とすることを強制しないこと。

<誘導したい施策>

- (6) GH に、体験利用専用の部屋を1室以上確保すること。
- (7) 利用期間を限定し、利用期間内に敷地外の GH 等を利用できるよう支援すること。
- (8) GH 利用者は重度障がい者を優先すること。
- (9) GH 利用者は入所施設の利用者又は入所待機者を優先すること。

他

5. 【参考】他都市の状況

4 県 4 市にて敷地内 GH を認める条例を制定済み。

他県市における敷地内GHを認める場合の条件					
	独立した建物	交流機会の確保	原則3年以内の退所に向け活動	重度障がい者の入居を優先	知事が認める場合
兵庫県	○	○			
岐阜県	○	○		○	
香川県	○	○	○		
山形県					○
神戸市	○	○			
姫路市	○	○			
長崎市	○	○			
高松市	○	○	○		

6. 【参考】新潟市障がい者施策審議会での意見聴取状況

(1) 賛成意見

- ・入所待機者の解消は喫緊の課題であり、敷地内 GH 設置も一つの有効な施策と考える。
- ・入所待機者解消・地域移行の課題が解消できるのであれば、積極的に取り組むべき。
- ・現状を考えれば、敷地内 GH と言えども、入所者の受け皿機能を中心として容認せざるを得ないのではないか。
- ・突破口を作らなければこのまま閉塞してしまう。
- ・当事者や家族から、「住み慣れた施設からより近くでの生活を希望する」との意見も多くある。

(1-2) 付すべき条件として挙げられた意見

- ・現行運用の3条件
- ・独立性の確保
- ・家族・住民との交流の機会の確保
- ・いずれは敷地内 GH を退所し、敷地外に移行する目標の下で利用すること
- ・GH に地域住民に入ってもらおう工夫をし、地域の障がい者理解を進める努力をすること
- ・老人ホームとの併設であること（将来、親と子が同一敷地内で生活できる）

(2) 反対意見

- ・入所施設の敷地に余裕があるのであれば、近隣住民が気軽に相談したり利用できる、入所者と交流できるような開かれた場を提供できたらいい。このことを通して、入所者と地域とのコミュニケーションが生まれ、地域に GH や一人暮らしの場が設置できると考える。

(3) その他

- ・敷地内 GH は施策の後退にあたる。障がい者や家族の生活実態・ニーズ等を個別・具体的に把握しつつ、他の選択肢や方策がないのか、慎重な審議が求められる。

グループホームについて

○概要

- グループホームは身体・知的・精神障がい者及び難病患者等が地域のアパートやマンション、一戸建て等で世話人等より日常生活上の支援を受けながら少人数で生活する居住の場として整備
- 設備は入居者個室をはじめ、玄関、台所、トイレ、洗面所、浴室、居間(食堂)
- グループホーム利用者は、施設入所者と異なり生活介護や就労継続支援などの事業所への通所及び一般就労など日中の生活環境は多様

○現状と課題

- 新潟市は県内において入所待機者数が多く、人口1万人あたりの入所施設定員は、県平均10.2人に対して7.8人と最も低い。また、グループホームは県平均6.1人に対して4.4人と中越・上越圏域の半分以下である。
- 入所待機者の解消に向けた対応策として、グループホーム年間50人分の整備を目標に掲げ、重度加算や世話人処遇改善加算などの運営費の新潟市単独による上乗せや空き家を修繕してグループホームを整備した場合も新潟市単独による補助を行ってきたところだが、思うようには整備が進んでいない。
- 新潟県が平成25年10月に県内全てのグループホームを対象に実施したアンケートでは、運営上の問題として「報酬が低い」、「職員確保が困難」、「改修等に費用がかかる」、「夜間支援体制が困難」、「地域住民の理解」、「物件の確保が困難」との回答が挙げられた。また、「周辺地域に物件がない」との回答から、土地確保等の初期投資も整備を進めるための課題である。
- 「報酬が低い」、「職員確保が困難」の課題に対応する取り組みとしては、新たに平成26年度より運営費の上乗せ補助を新潟市単独で行ったところである。
- 既存の入所施設は、比較的広い敷地を有している場合が多く、グループホームの整備促進のため、入所施設の敷地内にグループホームの設置を認めることとなれば、初期投資の経費削減をはじめ、アンケートの回答に挙がっていた「夜間の支援体制の確保」、「地域住民の理解」、「周辺地域に物件がない」という問題には対応できると考えており、グループホームの整備が進むことが見込まれる。

○整備形態(平成24年4月以降)

(1)施設整備費補助利用(国・市)

なの花、あんじゅA棟・B棟、ふれんどホーム、グループホームメイプルかめた、北上荘、もぐらの家、グループホーム結、ケアホームみずき野壱番館・貳番館 【棟数10、定員53】

(2)空き家活用リフォーム推進事業補助金利用(市)

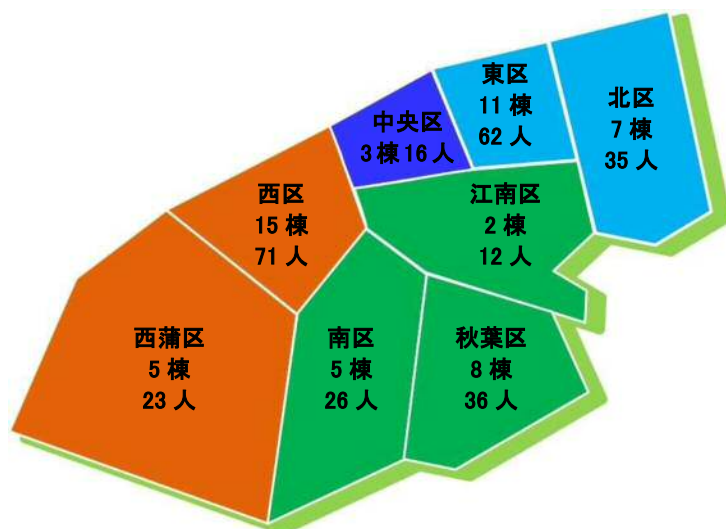
テイクオフ

【棟数1、定員4】

(3)施設整備補助なし(全額法人負担)

グループホーム青りんご松浜、まごころハイツ、まごころハイツ美幸町、ときわホーム上浦、ときわホーム笠巻、ときわホーム諏訪木、らん 【棟数7、定員36】

○区別整備状況



区	棟数	定員(人)	定員(人) ※人口1万人あたり
北	7	35	4.6
東	11	62	4.5
中央	3	16	0.9
江南	2	12	1.7
秋葉	8	36	4.6
南	5	26	5.6
西	15	71	4.5
西蒲	5	23	3.9
新潟市計	56	281	3.5

平成27年4月1日現在 精神のみ対象グループホームを除く

【参考1】新潟市内グループホームの区別定員数
(精神のみ対象グループホームを含む)
(平成27年4月1日現在)

【参考2】新潟県圏域別入所施設定員数
(人口1万人あたり)
(平成25年4月1日現在)

区	棟数	定員(人)	定員(人) ※人口1万人あたり
北	7	35	4.6
東	11	62	4.5
中央	3	16	0.9
江南	2	12	1.7
秋葉	10	62	7.9
南	5	26	5.6
西	20	129	8.2
西蒲	5	23	3.9
新潟市計	63	365	4.5

地域	入所施設 (人)	グループホーム (人)
下越圏域	12.7	2.9
新潟圏域	7.8	4.4
県央圏域	8.6	4.3
中越圏域	12.6	10.1
魚沼圏域	14.0	9.4
上越圏域	10.1	9.0
佐渡圏域	17.8	4.4
新潟県平均	10.2	6.1

【参考3】敷地内基準緩和済自治体におけるGH整備状況

	自治体名	所在地	設置主体	定員(人)	開設日	整備形態
1	岐阜県	岐阜県関市内	社会福祉法人	10	H26.10.1	既存建物活用
2	岐阜県	岐阜県山県市内	社会福祉法人	4	H27.6.1	既存建物活用
3	長崎市	長崎市内	社会福祉法人	10+7	H27.3.1	既存建物活用
4	長崎市	長崎市内	社会福祉法人	9+7	H26.4.1	既存建物活用